

交通安全かわら版

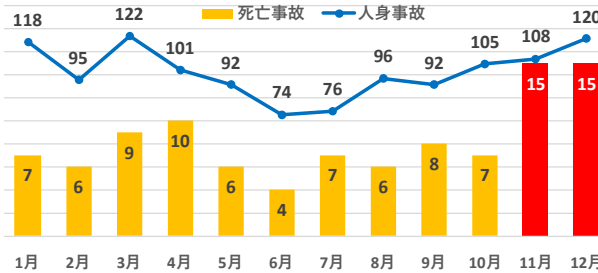
令和5年11月
茨城県警察本部交通総務課
NO. 44

～ 飲酒運転による交通事故の発生状況～

飲酒運転根絶！ ～飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です～

飲酒運転による月別事故発生件数（H25-R4の10年間合計）

11月・12月に死亡事故が増加 月平均の約1.8倍



⇒ 年末に向けて取締り強化!!

死亡事故

月別では、11月及び12月が15件で最も多い。11月及び12月は月平均発生件数(8.3件)の約1.8倍

人身事故

3月が122件で最も多く、次いで12月、1月と続く。月別推移をみると、10月以降増加傾向となる。

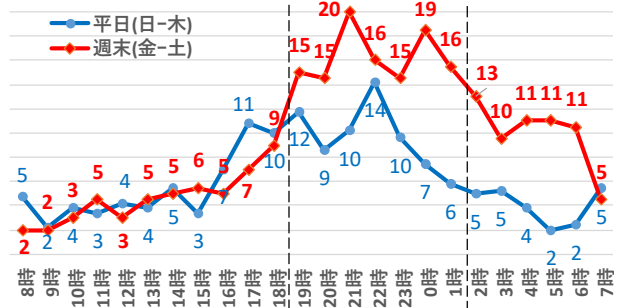
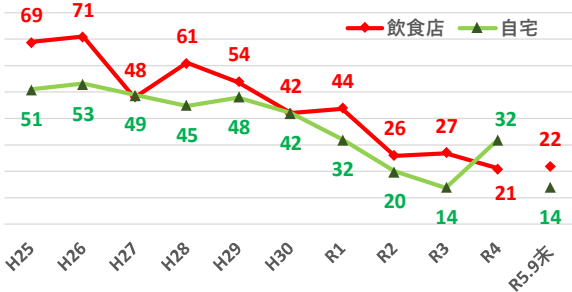
飲酒運転による人身事故の特徴（過去10年）

★★★ 飲酒場所別

★★★ 時間帯別

本年は自宅より飲食店での飲酒が多い

週末の夜は平日の約2倍事故が発生



- 飲食店と自宅での比較では、令和4年中は飲食店より自宅での飲酒が上回ったが、本年9月末現在は飲食店が22件、自宅が14件で飲食店での飲酒が多い。

- 平日(日-木)と週末(金・土)の1日当たりの発生件数をみると、週末は19時台～翌1時台にかけて多く発生
- 19時台～翌6時台にかけては、週末は平日の約2倍の交通事故が発生

飲酒運転には厳しい行政処分と罰則

違反行為	点数	処分	欠格・停止	罰則
酒酔い運転	35点	免許取消	3年	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転	0.25mg/L以上	25点	免許取消	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	0.15～0.25mg/L未満	13点	免許停止	

※ 欠格・停止期間については、前歴及びその他の累積点数がない場合

- 車両等を提供した者、酒類を提供した者、同乗した者も罰則の対象

令和5年12月からアルコールチェックが義務化

令和5年12月1日施行（道路交通法施行規則の一部改正）

安全運転管理者に対し、アルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無確認と記録の1年間保存、アルコール検知器を常時有効に保持することを義務付け